

射水市空き家等対策協議会について

1 協議会の概要

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

2 協議会の所掌事項

- (1) 射水市空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) その他協議会において必要と認められる事項

3 これまでの経過

平成27年12月	射水市空き家等対策協議会設置 第1回射水市空き家等対策協議会 議題：本市の空き家について
(平成28年度)	(空き家等実態調査)
平成28年6月	第2回射水市空き家等対策協議会 議題：射水市空き家等対策計画（素案）について
平成28年9月	第3回射水市空き家等対策協議会 議題：射水市空き家等対策計画（素案）について
(平成29年3月)	(射水市空き家等対策計画の策定)
平成29年12月	第4回射水市空き家等対策協議会 議題：庁内関係課で組織する特定空家等判定委員会の設置について
令和元年12月	第5回射水市空き家等対策協議会 議題：特定空家等6棟の措置について
令和3年2月	第6回射水市空き家等対策協議会 議題：特定空家等3棟の措置について
(令和3年度)	(空き家等実態調査)
令和5年2月	第7回射水市空き家等対策協議会 議題：空き家等対策計画の一部改定について
令和6年2月	第8回射水市空き家等対策協議会 議題：空家等管理活用支援法人の指定等について 議題：今後の取組み方針について